

大腸がん検診精密検査実施医療機関登録要領

1 目的

がん検診の実施のための指針（大腸がん検診）（以下「大腸がん検診指針」と言う。）の7において、精密検査実施医療機関の登録を規定している。

大腸がん検診の精度の維持向上のため、精密検査実施医療機関が大腸がん検診指針の規定に基づき実施できるようその届出登録に関して定める。

2 大腸がん検診精密検査実施医療機関の条件

- (1) 精密検査の第一選択として全大腸内視鏡検査とその読影が可能であること
- (2) 精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な事例においては、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による検査により実施することとし、これにより難しい場合は実施できる他の精密検査実施医療機関へ確実に紹介すること
- (3) (1) (2)の実施に当たっては、十分な精度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施すること
- (4) 大腸がんの臨床診断および病理・細胞診断に習熟した医師がいるかあるいはその施設と緊密に連携できること
- (5) 大腸がんの見落としの増加につながるため、便潜血検査のみによる再検査は行わないこと
- (6) 大腸がん検診指針の8に基づき、精密検査の結果を市町に報告すること
- (7) 大腸がん検診指針の8に基づき市町が実施する精密検査結果等のがん検診追跡調査に協力すること
- (8) 大腸がん精密検査実施医療機関名簿に登録されたあと、下記の名簿の活用に協力すること。
 - ①関係機関（医師会、検診機関、市町、保健所、県民、報道機関等）への名簿の提供
 - ②滋賀県および市町ホームページ等への名簿の掲載
 - ③検診機関等において、要精密検査となった者に対する通知への掲載（精密検査医療機関としての名簿の活用）

3 大腸がん検診精密検査実施医療機関の届出登録

2の条件を満たし、大腸がん検診精密検査を実施する医療機関は、がん対策検討会大腸がん部会長に様式1の届出を行うこととする。

大腸がん部会長は内容を検討の上、様式2大腸がん精密検査実施医療機関名簿に登載することとする。

なお、大腸がん精密検査実施医療機関が登録を辞退しようとする場合は、大腸がん部会に様式3の届出を行うこととする。

4 大腸がん検診精密検査実施医療機関の関係機関等への周知

県は、市町等関係機関に対し当該医療機関の周知を図るものとする。

5 その他

この要領に定めないことは、健康医療福祉部担当課において協議の上定めるものとする。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。